

熊本労働局発表  
(局長 金谷 雅也)  
令和8年1月28日

【照会先】  
熊本労働局労働基準部健康安全課  
課長 吉川 祐基  
健康安全主任 山本 新大  
(電話) 096-355-3186

報道関係者各位

### 「化学物質管理強調月間」(2月)を実施します

令和7年度化学物質管理強調月間のスローガンは

～ 慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方 ～



厚生労働省は令和8年2月1日から2月28日までの1か月間、「化学物質管理強調月間」を実施します(別添1参照)。

職場において製造または取り扱われる化学物質は数万程度存在すると言われ、そのうち、危険性・有害性を有する化学物質は約2,900あることがわかっています。厚生労働省では、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制を導入し、令和5年4月から施行しています。

「化学物質管理強調月間」は、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的としたもので、毎年2月に実施することとしており、今年度が2回目となります。

化学物質管理強調月間のスローガンを定め、別添1の実施要綱に基づき、化学物質管理強調月間を実施します。

- 熊本労働局では、化学物質管理強調月間において、県内の事業場に対して危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、化学物質管理活動の定着を図るため、以下の取組等を実施します。
  - ・ 別添2のリーフレットを作成し、同リーフレット等を活用した周知の実施
  - ・ 県内の130団体等に対して周知依頼(別添3参照)の実施
  - ・ 熊本労働局HPに特設ページを作成し、幅広い事業者に向けた周知の実施(別添4)
- 県内の各労働基準監督署においては、
  - ・ 本月間に開催予定の化学物質管理等の説明会(別添5参照)において、熊本県および熊本市と連携し、実施事項等の説明等を行うこととしています。

県内の労使をはじめ広く県民の皆様に化学物質管理の重要性等を認識していただく機会とするため、化学物質管理強調月間の趣旨等を報道していただきますと幸いです。

## 第2回化学物質管理強調月間実施要綱

## 1. 趣旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。また、化学物質による休業4日以上の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講すべき措置を適切に実施する制度を導入したところである。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月から約2,900物質が規制対象となるが、これに伴い、対策を講すべき事業場の範囲が、第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。また、令和7年5月14日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が公布され、危険性・有害性情報の通知義務（SDSの交付等の義務）に罰則を設けること（公布後5年以内に施行）や、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士による実施を義務づけること（令和8年10月施行）等も新たに規定されている。

業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理していく必要があり、第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となる。

また、国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」（第5回国際化学物質管理会議採択）において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学術界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において関係省庁が連携し相乗効果を高めていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、第2回化学物質管理強調月間を、以下のスローガンの下で展開することに

より、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

### 慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

#### 2. 期間

令和8年2月1日から2月28日までとする。

#### 3. 実施体制

##### (1) 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

##### (2) 協力連携者

経済産業省、環境省

##### (3) 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

##### (4) 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

##### (5) 実施者

各事業者

#### 4. 実施事項

##### (1) 主唱者・協力連携者・協賛者

###### (ア) 化学物質管理に係る啓発

化学物質管理の知見が十分でない第三次産業や中小零細事業場を重点として、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発活動の実施

###### (イ) 化学物質に関する説明会等の開催

化学物質に関する法令や対策等に係る、化学物質管理に取り組む事業者向けの説明会等の開催

###### (ウ) 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発

###### (エ) 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布

###### (オ) 雑誌等を通じた広報

###### (カ) 事業者の実施事項についての指導援助

###### (キ) その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施

###### (ク) (ア)～(キ)の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

## (2) 実施者

職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図るため、化学物質管理者による化学物質管理の徹底等、化学物質管理体制の構築を最重点事項とし、事業者及び労働者が連携・協力して、次の事項を実施する。

① 下記の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う。

- (ア) リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、化学物質管理者の氏名の掲示等労働者への周知、化学物質管理者と総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等との連携
- (イ) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「S D S」という。）等による危険有害性等の確認
- (ウ) ラベル表示・S D S交付、リスクアセスメントの実施、リスクアセスメントの結果に基づくばく露低減措置の実施等
  - a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・S D S交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・S D S交付等の状況の確認
  - b S D S等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
  - c リスクアセスメントの実施にあたって、業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）の活用
  - d 化学物質の自律的な管理の実施状況について衛生委員会での調査審議
  - e ばく露低減措置の内容や労働者のばく露の状況について、労働者の意見を聞く機会を設けるとともに、記録の作成・保存
  - f ラベル・S D Sの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
  - g 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
  - h 労働者に保護具を使用させる場合における、保護具着用管理責任者の選任、職務権限の付与、保護具着用管理責任者の氏名の掲示等労働者への周知
  - i 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であるこ

とを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進

- j 濃度基準値設定物質のリスクアセスメントにおいて、ばく露濃度が高いと見積もられた場合に個人ばく露測定によるばく露濃度の確認の実施
- k 特殊健康診断等、必要な場合のリスクアセスメント対象物健康診断による健康管理の徹底

l 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

m 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底

(エ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

- ② 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ③ スローガン等の掲示
- ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑤ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

化学物質を使用するすべての事業者・労働者の方々へ

# 「化学物質管理強調月間」

毎年2月は「化学物質管理強調月間」です



～ 令和7年度スローガン ～

## 慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

### 1. 趣旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。また、化学物質による休業4日以上の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講すべき措置を適切に実施する制度を導入したところである。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月から約2,900物質が規制対象となるが、これに伴い、対策を講すべき事業場の範囲が、第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。また、令和7年5月14日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が公布され、危険性・有害性情報の通知義務（SDSの交付等の義務）に罰則を設けること（公布後5年以内に施行）や、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士による実施を義務づけること（令和8年10月施行）等も新たに規定されている。

業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理していく必要があり、第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となる。

また、国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み（G F C）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」（第5回国際化学物質管理会議採択）において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学術界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において関係省庁が連携し相乗効果を高めていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、第2回化学物質管理強調月間を、以下のスローガンの下で展開することにより、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

### 2. 期間

2月1日から2月28日まで



### 3. 実施体制

#### (1) 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

#### (2) 協力連携者

経済産業省、環境省

#### (3) 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

#### (4) 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

#### (5) 実施者

各事業者

### 4. 実施者の実施事項

職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図るために、化学物質管理者による化学物質管理の徹底等、化学物質管理体制の構築を最重点事項とし、事業者及び労働者が連携・協力して、次の事項を実施する。

① 下記の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う。

- (ア) リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、化学物質管理者の氏名の掲示等労働者への周知、化学物質管理者と総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等との連携
  - (イ) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認
  - (ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施、リスクアセスメントの結果に基づくばく露低減措置の実施等
    - a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
    - b SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
    - c リスクアセスメントの実施にあたって、業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）の活用
    - d 化学物質の自律的な管理の実施状況について衛生委員会での調査審議
    - e ばく露低減措置の内容や労働者のばく露の状況について、労働者の意見を聞く機会を設けるとともに、記録の作成・保存
    - f ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
    - g 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
    - h 労働者に保護具を使用させる場合における、保護具着用管理責任者の選任、職務権限の付与、保護具着用管理責任者の氏名の掲示等労働者への周知
    - i 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
    - j 濃度基準値設定物質のリスクアセスメントにおいて、ばく露濃度が高いと見積もられた場合に個人ばく露測定によるばく露濃度の確認の実施
    - k 特殊健康診断等、必要な場合のリスクアセスメント対象物健康診断による健康管理の徹底
    - l 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
    - m 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底
  - (エ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- ② 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
  - ③ スローガン等の掲示
  - ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
  - ⑤ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

別添3

熊劳発基 1114 第 5 号  
令和 7 年 11 月 14 日

【別記】関係団体等の長 殿

熊本労働局長  
(公印省略)

### 第2回化学物質管理強調月間の実施に伴う協力依頼について

化学物質による労働災害の防止につきましては、平素から格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、このたび化学物質管理強調月間を創設し、主唱しております。

今般、別添のとおり「第2回化学物質管理強調月間実施要綱」が取りまとめられ、令和8年2月1日から2月28日までを化学物質管理強調月間として、

#### 「 慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方 」

をスローガンとし、全国一斉に積極的な活動を行うこととされました。

つきましては、この強調月間の趣旨をご理解いただき、関係機関及び傘下の団体、会員等に対する周知等格段のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

担当 労働基準部 健康安全課  
健康安全主任 山本  
TEL 096-355-3186

## 【別記】

### 1 関係行政機関（国・県）

九州地方整備局熊本営繕事務所  
九州地方整備局熊本河川国道事務所  
九州地方整備局八代河川国道事務所  
九州地方整備局八代復興事務所  
九州地方整備局熊本港湾・空港整備事務所  
九州地方整備局阿蘇砂防事務所  
九州地方整備局川辺川ダム砂防事務所  
九州地方整備局菊池川河川事務所  
九州農政局農村振興部  
九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所熊本支所  
九州農政局土地改良技術事務所  
九州農政局八代平野農業水利事業所  
九州農政局八代海岸保全事業所  
九州農政局宇城農地整備事業所  
九州農政局玉名横島海岸保全事務所  
九州森林管理局  
熊本県環境生活部  
熊本県企業局  
熊本県土木部  
熊本県農林水産部

### 2 関係行政機関（45市町村）

熊本市	玉東町	甲佐町
八代市	和水町	山都町
人吉市	南関町	氷川町
荒尾市	長洲町	芦北町
水俣市	大津町	津奈木町
玉名市	菊陽町	錦町
天草市	南小国町	あさぎり町
山鹿市	小国町	多良木町
菊池市	産山村	湯前町
宇土市	高森町	水上村
上天草市	南阿蘇村	相良村
宇城市	西原村	五木村
阿蘇市	御船町	山江村
合志市	嘉島町	球磨村
美里町	益城町	苓北町

### 3 関係団体

(一社)熊本県労働基準協会  
建設業労働災害防止協会熊本県支部  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会熊本県支部  
林業・木材製造業労働災害防止協会熊本県支部  
(一社)日本ボイラ協会熊本支部  
(公社)建設荷役車両安全技術協会熊本県支部  
(独)労働者健康安全機構熊本産業保健総合支援センター  
(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会熊本支部  
(公社)日本作業環境測定協会九州支部熊本分会  
熊本県経営者協会  
熊本県中小企業団体中央会  
熊本県商工会議所連合会  
熊本県商工会連合会  
熊本県社会保険労務士会  
(公社)熊本県医師会  
(一社)熊本県歯科医師会  
(一社)熊本県歯科技工士会  
(公社)熊本県精神科協会  
(公社)熊本県看護協会  
熊本県老人福祉施設協議会  
(一社)熊本県社会福祉士会  
熊本県知的障がい者施設協会  
熊本県保育協議会  
熊本県ホテル協会  
熊本県旅館ホテル生活衛生同業組合  
(一社)全国旅行業協会熊本県支部  
(一社)熊本県銀行協会  
熊本県信用組合協会  
南九州信用金庫協会  
(公社)熊本県トラック協会  
(一社)熊本県タクシー協会  
熊本県クリーニング生活衛生同業組合  
(一社)熊本県ビルメンテナンス協会  
(一社)熊本県警備業協会  
(一社)熊本県建設業協会  
(一社)熊本県建築協会  
(一社)熊本県鳶土工業連合会  
熊本県塗装防水仕上業協同組合  
(一社)日本アスベスト調査診断協会九州ブロック  
熊本県左官協同組合  
(一社)熊本県解体工事業協会  
熊友会型枠協同組合  
熊本県鉄筋工事業協同組合  
(一社)熊本県産業資源循環協会  
熊本県碎石業協同組合  
熊本県建設産業団体連合会  
(一社)熊本県造園建設業協会

(一財)熊本県建築住宅センター  
(一社)熊本県防水工事業協会  
(一社)熊本県L P ガス協会  
熊本県電気工事業工業組合  
熊本県板金工業組合  
熊本県管工事業組合連合会  
(公社)熊本県建築土会  
(一社)熊本県法面保護協会  
熊本県森林組合連合会  
(一社)日本造園組合連合会熊本県支部  
(公社)熊本県シルバー人材センター連合会  
熊本県経済農業協同組合連合会  
熊本県生コンクリート工業組合  
(一社)熊本県自動車整備振興会  
(一社)日本自動車販売協会連合会熊本県支部  
(一社)熊本県自動車電装品整備商工組合

#### 4 労働組合

全国造船安全衛生対策推進本部九州・山口総支部熊本支部  
日本労働組合総連合会熊本県連合会



事業主の皆さまの賃金引き上げを支援します！2025年度（10月31日更新）



働き方改革

新卒者・既卒者・中退者就職応援

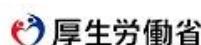
中高年世代（ミドルシニア世代）応援サイト

多様な働き方の実現応援サイト

長時間労働削減に向けた取組

労働災害発生状況

バナーをクリック



熊本労働局

化学物質管理強調月間特設ページ

▶ 熊本労働局 &gt; 各種法令・制度・手続き &gt; 每年2月は化学物質管理強調月間です

## 毎年2月は化学物質管理強調月間です



## 2月は化学物質管理強調月間

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれています。また、化学物質による休業4日以上の労働災害（がん等の遅発性疾患を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めています。

県内の各労働基準監督署において、下記日程にて化学物質管理等の説明会を行う予定にしています。

県内の労使をはじめ広く県民の皆様に化学物質管理の重要性等を認識していただく機会とするため、是非取材にお越しいただき、化学物質管理強調月間の趣旨等を報道していただきますと幸いです。

### 記

番号	開催場所	開催日	開始時刻
1	天草労働基準監督署 2階会議室 (天草市丸尾町 16-48)	2月 5日 (木)	13 時 15 分
2	菊池市中央大公民館 大研修室 (菊池市隈府 872)	2月 12日(木)	13 時 30 分
3	桜十字ホールやつしろ (八代市新町 4-5-20)	2月 17日(火)	10 時
4	玉名市民会館 会議棟 第3会議室 (玉名市岩崎 152-2)	2月 18日(水)	14 時
5	天草労働基準監督署 2階会議室 (天草市丸尾町 16-48)	2月 19日(木)	13 時 30 分
6	熊本第2合同庁舎 4階共用第一会議室 (熊本市中央区大江 3-1-53)	2月 19日(木)	10 時
7	同上	同上	14 時
8	人吉労働基準監督署 会議室 (人吉市下薩摩瀬町 1602-1)	2月 25日(水)	13 時 30 分

注) 上記「化学物質管理等の説明会」に関する問い合わせについては、「熊本労働局健康安全課 (TEL: 096-355-3186)」にお願いします。

また、取材申込については、別紙の取材連絡票にて各説明会開催日の3日前までにお願いします。

熊本労働局 健康安全課あて

(mail : kenkouanzenka-kumamotokyoku@mhlw.go.jp )

## 化学物質管理等の説明会にかかる取材連絡票

(ご記入をお願いします。)

・報道機関名

---

・入場予定人数

人

・取材申込番号 (○付けをお願いします。)

1 . 2 . 3 . 4 . 5 . 6 . 7 . 8

・連絡先担当者氏名・電話番号

(やむ得ない状況、天候等での予定変更の場合等の連絡のため)

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号(携帯番号) \_\_\_\_\_